

「熊谷市空家等の適切な管理に関する条例（案）」の概要に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

平成30年6月26日（火曜日）から平成30年7月25日（水曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

意見者数 1名

意見の件数 2件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
3.（1） 市の責務	「熊谷市空家等対策計画」の24ページにある「空家等対策の基本的取組方針」を反映してください。特に総合窓口の設置を規定していただくことを期待します。	総合窓口は、計画に基づき市民部安心安全課に設置済ですので、改めて本条例（案）に明記することは考えておりません。
3.（3） 特定空家等の措置に係る 手続	「必要に応じ」とありますが、どのような場合に意見を聴くかをできるだけ明確にした方がよいと思います。	頂いた御意見に基づき、あらかじめ意見を聴くこととし、また、協議会に意見を聴く対象も明らかにしました。